

2025 年度（令和 7 年度）
事業報告書

学校法人日本教育財団

【1】法人の概要

1. (基本情報)

- 1) 法人の名称 : 学校法人日本教育財団
- 2) 主たる事務所 : 大阪市北区梅田三丁目3番1号

2. (学校法人日本教育財団の法人理念)

本学は、学校法人である。

人がそれぞれの人格をもち、その人格が成否の鍵となるように、法人も社会的人格を有し、それが発展の鍵となる。この人格を支えるものが、法人理念である。

健全な理念がないところに、成功はない。

本学の業務にたずさわるものは、すべてこの理念を了解し、共有し、業務の遂行にあたる。

1) 社会に貢献しないところに、学校法人としての存在はない。

法人を内、社会を外としても、内と外は不可分の関係で即応する。

内が変われば外も変わり、外が変われば内も変わる。

本学の法人理念の遂行が、内を発展させ、産業界、社会、国家、世界という外を発展させる。発展した外は、さらに法人という内を発展させる。

人材輩出を通じて、事業活動を通じて、社会への貢献が法人の発展となるため、われわれは、積極的な行動をとる。

2) 最良の教育目標にむかって、最高の教育活動を行う。

最良で最高の教育は、すべて学生本位とする。

個としての学生には可能性を信じ、集としての学生には公正をもってあたる。教育の諸活動は、最良の教育目標に収束する。その実行のために、次のことを努力する。

- ① すべての学生が、めざすところに到達するカリキュラムを整備し、不断に改善を施し、完璧な就職指導を行う。
- ② ひとりひとりの学生が、そのカリキュラムを修得できる指導方法を、常に練磨する。
- ③ 個としての、集としての学生を陶冶するために、本学の構成員みずからが、精神力と人格と識見を備える。

3) 尊重された個人の総和が、全体以上の成果を産む。

個と個の総和は、算術的な全体ではない。

組織を構成するひとりひとりが、有機的な統合をすることで、全体以上の力と成果を産み出す。

4) 継続と発展が、最大責務である。

公益法人としての思想をもち、私学としての発展を続けることが、本学の卒業者及び、本学で学び、学ぼうとする者、さらに本学の構成者に対して、最大の責務である。

3. (学校法人日本教育財団 沿革)

- 1966 年 4 月 名古屋市中村区名駅 4-8-12 に「名古屋モード学園」(愛知県認可)を開校。
- 1971 年 4 月 準学校法人日本服飾学園設立。
大阪市北区梅田 1-3-1 に「大阪モード学園」(大阪府認可)を開校。
- 1976 年 6 月 本格的なインターンシップ制度をカリキュラムに導入・実施。
- 1979 年 4 月 法人名を、準学校法人日本服飾学園から、学校法人モード学園に変更。
- 1979 年 11 月 東京都新宿区西新宿 6-12-7 に「東京モード学園」(東京都・新宿区認可)を開校。
- 1984 年 4 月 大阪市北区梅田 1-11-4 に「コンピュータ総合学園HAL」(大阪府認可)を開校。
- 1986 年 3 月 コンピュータ総合学園HAL新校舎が大阪市北区大淀中 1-10-3 に完成。
- 1986 年 4 月 名古屋市中村区名駅南 1-28-14 に「コンピュータ総合学園HAL」(愛知県認可)を開校。
- 1988 年 4 月 東京都新宿区西新宿 6-12-7 に「モード学園出版局」を開設。
校費海外留学生制度を導入、学校ごとに毎年1名を対象として実施。
- 1988 年 9 月 全校を統合する総合学事コンピュータシステム(ALFA システム)が稼動。
- 1988 年 11 月 コンピュータ総合学園HALが文部省より職業教育高度化開発研究を委託される。
- 1988 年 12 月 東京モード学園新校舎が東京都新宿区西新宿 1-6-2 に完成し移転。
- 1989 年 1 月 パリ(フランス)に「パリ本部」を開設し、国際化戦略の拠点とする。
- 1989 年 1 月 モード学園はパリ研修卒業旅行、HALはアメリカ研修卒業旅行を実施。
- 1989 年 4 月 全校において「完全就職保証制度」を発足。
- 1993 年 4 月 モード学園出版局を東京都新宿区西新宿 1-6-2 に移転。
- 1994 年 4 月 全校の専修学校専門課程が、課程修了者が専門士と称することができる課程として文部省から認可を受ける。

- 1995 年 4 月 創造力教育の理念に基づく個性発見の教育評価方法 (S.S.D.評価システム) を開始。
- 1995 年 9 月 CREAPOLE (パリ校) をパリ 1 区リボリ通りに開校。
同時に ESDI (工業デザイン専門学校) を吸収合併。
- 1999 年 3 月 大阪駅西に大阪モード学園とコンピュータ総合学園HALを合体させた新校舎完成。2 校同時に移転。
- 2000 年 4 月 旧コンピュータ総合学園HAL総合校舎に医療・福祉系専門学校「大阪医専」(大阪府認可) を開校。
- 2007 年 4 月 厚生労働省指定学科において「国家資格 合格保証制度」を発足。
- 2008 年 4 月 名古屋校新校舎「モード学園スパイラルタワーズ」(地上 36 階・地下 3 階) が名古屋市中村区名駅 4-27-1 に完成。
名古屋モード学園・コンピュータ総合学園HALを同時に移転。
名古屋市中村区名駅 4-27-1 に「名古屋医専」(愛知県認可) を開校。
- 「コンピュータ総合学園HAL」から「HAL大阪」、「HAL名古屋」に校名変更。
- 地域貢献と教育事業部門の財務基盤強化を目的に、認可収益事業として不動産賃貸業を開始。
- 2008 年 10 月 東京校新校舎「モード学園コクーンタワー」(地上 50 階・地下 3 階) が東京都新宿区西新宿 1-7-3 に完成し、東京モード学園、モード学園出版局を移転。
- 2009 年 4 月 東京都新宿区西新宿 1-7-3 に「HAL東京」(東京都・新宿区認可)、「首都医校」(東京都・新宿区認可) を開校。
- 2014 年 4 月 国内 9 校 145 学科において「職業実践専門課程」の認定を受ける。
- 2016 年 4 月 法人名を学校法人モード学園から学校法人日本教育財団へ変更。
- 2018 年 4 月 「東京通信大学 (Tokyo Online University)」(文部科学大臣認可) を開学。
- 2019 年 4 月 「国際ファッション専門職大学 (Professional Institute of International

Fashion)」(文部科学大臣認可)を開学。

2020年4月 「東京国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Tokyo)」(文部科学大臣認可)を開学。

2021年4月 「大阪国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Osaka)」(文部科学大臣認可)
「名古屋国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Nagoya)」(文部科学大臣認可)を開学。

2023年4月 専門学校において「給与保証制度」を発足。

2024年12月 フランス・パリを拠点とする世界初のファッション・デザインスクール「エスモード(ESMOD)」の株式を100%取得し本法人傘下とする。

2025年12月 米国・ニューヨークの中心マンハッタンに位置し、米国トップクラスのファッションビジネス大学・大学院と評価される「LIMカレッジ」の株式を100%取得し本法人傘下とする。

4. (設置する大学)

1) 東京通信大学 <https://www.internet.ac.jp/>

学 部	学 科	修業年限
情報マネジメント学部	情報マネジメント学科	4年
人間福祉学部	人間福祉学科	4年

2) 国際ファッション専門職大学 <https://www.piif.ac.jp/>

学 部	学 科	修業年限
国際ファッション学部	ファッションクリエイション学科	4年
	ファッションビジネス学科	4年
	大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科	4年
	名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科	4年

3)東京国際工科専門職大学 <https://www.iput.ac.jp/tokyo>

学 部	学 科	修業年限
工 科 学 部	情 報 工 学 科	4 年
	デジタルエンタテインメント学科	4 年

4)大阪国際工科専門職大学 <https://www.iput.ac.jp/osaka>

学 部	学 科	修業年限
工 科 学 部	情 報 工 学 科	4 年
	デジタルエンタテインメント学科	4 年

5)名古屋国際工科専門職大学 <https://www.iput.ac.jp/nagoya>

学 部	学 科	修業年限
工 科 学 部	情 報 工 学 科	4 年
	デジタルエンタテインメント学科	4 年

5. (設置大学の入学定員・収容定員・学生数の状況 ※2025 年 5 月 1 日現在)

大学名		入学定員	収容定員	学生数
東京通信大学	情報マネジメント学部	850 編入 300	3,100	3,564
	人間福祉学部	400 編入 200	2,000	2,589
国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	194 編入 6	794	670
東京国際工科専門職大学	工科学部	200	800	902
大阪国際工科専門職大学	工科学部	160	640	591
名古屋国際工科専門職大学	工科学部	120	480	500

6. (設置大学の卒業者数・進路状況) ※2026年3月集計)

大学名		卒業者数	就職希望者数	進路状況		
				就職	進学	その他
東京通信大学	情報マネジメント学部	544	—	—	—	—
	人間福祉学部	554	—	—	—	—
国際ファッション専門職大学	国際ファッション学部	134	115	115	7	12
東京国際工科専門職大学	工科学部	205	199	199	5	1
大阪国際工科専門職大学	工科学部	154	151	151	2	1
名古屋国際工科専門職大学	工科学部	110	109	109	1	0

7. (役員の概要)

役職	氏名	常勤・非常勤別	寄附行為の選任条項
理事長	粕谷 俊彦	常勤	(旧)第7条第1項第2号
理事	木村 泰己	常勤	(旧)第7条第1項第2号
理事	後藤 京子	常勤	(旧)第7条第1項第2号
理事	荒井 洋行	常勤	(旧)第7条第1項第1号
理事	吉田 光孝	常勤	(旧)第7条第1項第3号
理事	山下 剛徳	常勤	第8条第1項第2号
理事	粕谷 真代	非常勤	(旧)第7条第1項第2号
理事	稲葉 良睨	非常勤	(旧)第7条第1項第2号
監事	寺田 延生	常勤	(旧)第8条第1項
監事	牛丸 正詞	非常勤	第23条第1項

8. (評議員の概要)

役職	氏名	常勤・非常勤別	寄附行為の選任条項
評議員	天野 純一	常勤	第33条第1項第1号
評議員	磯山 ゆかり	非常勤	第33条第1項第2号
評議員	小野 里美	非常勤	第33条第1項第3号
評議員	佐藤 千穂	非常勤	第33条第1項第3号
評議員	柴田 誠	常勤	第33条第1項第1号
評議員	辻本 智恵子	非常勤	第33条第1項第3号
評議員	豊田 安奈	非常勤	第33条第1項第3号
評議員	中村 茉里	非常勤	第33条第1項第3号
評議員	松田 篤長	常勤	第33条第1項第1号
評議員	安田 香織	非常勤	第33条第1項第3号

9. (会計監査人の概要)

役職	氏名	常勤・非常勤別	寄附行為の選任条項
会計監査人	井上 学	非常勤	第51条第1項

10. (理事選任機関の概要)

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき理事会を理事選任機関として行っている。選任に当たっては、あらかじめ評議員会の意見を聴取し、その内容を十分に参酌のうえ決定することにより、公正性及び透明性の確保を図っている。

11. (教職員の概要)

(教職員数) 2,111 名 (教師教官 757 名 職員 288 名 講師 1,066 名)

※2025 年 5 月 1 日現在

12. (系列校の状況)

1) ファッション・美容系専門学校

東京モード学園 <https://www.mode.ac.jp/tokyo>

大阪モード学園 <https://www.mode.ac.jp/osaka>

名古屋モード学園 <https://www.mode.ac.jp/nagoya>

2) IT・デジタルコンテンツ系専門学校

HAL 東京 <https://www.hal.ac.jp/tokyo>

HAL 大阪 <https://www.hal.ac.jp/osaka>

HAL 名古屋 <https://www.hal.ac.jp/nagoya>

3) 医療・福祉系専門学校

首都医校 <https://www.iko.ac.jp/tokyo>

大阪医専 <https://www.iko.ac.jp/osaka>

名古屋医専 <https://www.iko.ac.jp/nagoya>

【2】事業の概要

1. (主な教育・研究の概要)

1) 東京通信大学の3ポリシー

＜学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）＞

- 1.時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組むことができる。
- 2.他者に対する共感的姿勢を持ち、協働して課題に取り組むことができる。
- 3.自らの専門知識や技術を深化させながら、その隣接分野に視野を広げていくことができる。
- 4.情報技術を効果的に活用して職種横断的な調整力を持つ。

＜教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）＞

- 1.初年次において幅広く学び、興味と関心のある領域を多面的視点で認識させる。
- 2.論理的で分析的な思考力・研究力の養成を目指して、今後の学修に必要な基礎学力を向上させ、調査研究の方法を教授して知的基盤を形成する。
- 3.情報分野、福祉分野及び関連する隣接分野にわたる問題意識を深める。

＜入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）＞

- 1.東京通信大学の教育理念に共感し、eラーニングを通じた学修に積極的に取り組む意欲のある人。
- 2.自分の経験やキャリアを活かす意欲のある人。
- 3.多様な価値観や自分とは異なる感性を柔軟に受け入れることができる人。
- 4.社会・地域に貢献したいと考える人。

2) 国際ファッション専門職大学の3ポリシー

＜学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）＞

- 1.国際社会で通用する教養とコミュニケーション能力を持つ。
- 2.ファッションの基本的知識と技術を学び、当該分野で自立できる能力がある。
- 3.ファッションに関わる知識や技術を深化させながら企画開発戦略などの構想力を持つ。
- 4.ファッションに関わる国際化、情報化などの変化に対応し、主体的に課題に取り組むことができる。

＜教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）＞

- 1.国際社会で通用する教養（汎用的能力）を養う課程
 - ・「基礎科目」に、4年間を通じた学修の基礎となる教養科目と語学科目を配置する。「比較文化論」「フィールドワーク入門」「メディア概論」「情報リテラシー」などを通じて、職業人としての倫理や生涯にわたり自らの資質を向上させることにつながる人文・社会・自然科学の基本的視点・考え方及びリテラシーを身につける。
 - ・1年次より4年次に至るまで、各学年・学期に演習科目を配置し、問題意識を高め主体性を養う。演習科目の担当教員は学生の専門的な学修の助言と支援を行い、学修の過程と行動を整える。1年次等に配置する「基礎ゼミ」では、大学への適応及び学修スキルの修得、将来に向けた学びの計画づくりに取り組む初年次教育並びにキャリア教育を行い、社会的及

び職業的自立をはかるための必要な基礎力を養う。

2.コミュニケーション能力（汎用的能力）を養う課程

- ・国内外の人と積極的にコミュニケーションをとる能力を、語学科目などを通じて養成する。授業では、課題発表や集団討論の機会を可能な限り設ける。事前事後学修の課題を充実させるとともに、定期試験や外部試験などで習熟度の確認と評価を行う。
- ・2年次以降の「職業専門科目」や「展開科目」では、専門分野の内容を英語などで伝えることを求める科目を配置し、実用的なコミュニケーション能力を養成する。学外学修と関連して、専門分野を展開するための実践的なコミュニケーション能力を養成する。
- ・学修成果として、アドミッション・ポリシーで求める高校卒業程度の英語力をもつ学生の能力を、TOEICなどの基準において数段階ほど高めることを目標にする。

3.職業分野の基本的知識と技術（基本的技術）を養う課程

- ・ファッション産業の専門知識や技術を、「職業専門科目」の「デザイン科目群」及び「ビジネス科目群」を通じて体系的に養成する。ファッションデザインや被服、ファッションビジネスや経済に関する概説科目を通じて基礎理論を学ぶ。実習科目や専門的な講義を通じて、専門職業分野の実践力を身につける。
- ・実践力の養成のみならず、当該産業の各職種を包括し当該産業分野全般に精通するための人文・社会などの一定の幅を持つ分野の理論的知識を「ファッション論科目群」や「メディア科目群」の科目を通じて学ぶ。「ファッションとは何か」「多様な装いの文化」「メディア」というキーワードを手助けに、ファッション産業を読み解くための歴史性や同時代性、媒介などの観点や視点について学ぶ。

4.専門知識・技術を深化させ、展開する力（知識・理解）を養う課程

- ・ファッション産業の専門に関連する他分野の応用的な能力であって、情報化や国際化に対応した企画や構想などの創造的な展開力を養成するための科目を「展開科目」に配置する。主に、「発信力科目群」を通じて、「環境」「地域」「デジタルテクノロジー」などのキーワードを手助けに、各分野における理論と具体的な応用について理解を深める。

5.国際化・情報化等、変化への対応力（態度・志向性）を養う学外学修課程

- ・3年次までに修得した知識や技術を、「世界における日本」「地域における当該産業」といった地域的な枠組み、又は国際的な枠組みのなかで実践的に問い鍛える。「職業専門科目」及び「展開科目」の臨地実習及び演習を通じて、自らの問題意識に応えるための能動的な力を修得する。
- ・実習前には「フィールドワーク入門」や演習を通じて、学外学修に必要な視点や能力を学ぶ。実習先は、学業成績及び本人の希望、計画書による書類審査と担当教職員との面談を通じて、2年後期から3年前期に決定する。
- ・2年次までに取得すべき必修・選択の単位が修得することが臨地実務実習に参加する条件となる。実習評価は、担当教員が巡回のうえ、所定の臨地実務実習の基準に沿って行う。

6.総合力（態度・志向性）を養う課程

- ・4年間の学修の総合的な取り組みとして全員が「卒業制作・研究」とその「演習」を履修

する。担当教員の指導のもとで専門的な演習を受け、意見の形成と発表、討論やプレゼンテーションの能力、自主性と協調性の力を修得する。学修成果として「卒業制作・研究」を発表し、担当教員による判定に合格することで卒業を目指す。

7.学修成果の評価の在り方

- ・学位授与の方針に掲げる能力、資質及び必要単位の修得状況を把握し、卒業判定をする。基礎力、専門性、展開力、総合力を養成することを目指し体系的に配置した各科目を、配当年次にしたがって履修し、卒業要件の基準をみたす単位数を取得することを求める。各科目の学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方は、評価の客観性を担保し、あらかじめシラバス等で示す。各科目は、シラバスに記された方法と基準に基づき評価し可否を判定する。成績は、学期の所定の時期に開示する。学生の学びの過程と評価は、記録して教育課程の見直しや自己点検、カリキュラムの充実や教育開発にいかす。

<入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

- 1.多様な地域文化と教養を学び、それを基底に、国際的視野のもとで新しいファッションの価値を創造するという目標に挑戦する人を受け入れる。
- 2.ファッションの学習に強い興味と意欲をもつ人を受け入れる。
- 3.積極的に国内外に発信する意欲のある人を受け入れる。
- 4.幅広い分野の教育課程の修了者や社会人、各国留学生など多様な背景や経験をもつ人を受け入れる。

3) 東京国際工科専門職大学の3ポリシー

<学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

本学は、卓越した機能による技術的価値と優れた芸術的表現による文化的価値を備え、ビジネス上の成功を目指しつつ社会や環境への配慮を欠かさない人工物の創造をする“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”となるために、定められた在籍期間、及び、所定の単位を取得し、必修等の条件を満たすこと等を卒業要件とし、卒業を認定し学位を授与する。

1. 豊かな創造力

対象領域を俯瞰し、問題・課題を発見し科学的根拠をもって分析するとともに、分析した結果問題の本質を精査できる総合力と、解決を複数考案できる創造力、感性、倫理観を有している。

2. 確かな実践力

問題・課題解決に対し、実際にプロトタイプを開発し複数インプリメントすることで実際に解決案を創造するとともに、最適解を選択できる社会的倫理観を持ちながら判断できる知識・能力を有している。

3. 鋭敏なビジネスセンス

現代社会のビジネスの仕組みを知り、専門職人材として、顧客や品質を第一に考えられ、現実的判断をもって遂行することのできるビジネススキルとともに、自身が持つ好奇心の実現に向け協調性をもって、主体的に行動することができる。

4. 高い倫理観

倫理観をもって社会の責務を認識した行動指針を有しているとともに、顕在する問題解決のみならず、社会の持続性・発展性まで考慮することのできる専門職人材である。

<教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）>

東京国際工科専門職大学では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を得るために、デザイン思考の教育課程を編成する。学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方は以下のよう
に定める。

<教育課程の区分>

- ・教育課程は①対象領域を俯瞰し、②問題・課題を発見し、③解決策を考え、④プロトタイプを開発し、⑤評価から①に戻る一連の過程に必要な知識、能力を得られる教育課程とする。
- ・専門職人材としてプロトタイプ開発を行う実践力とビジネスセンスを磨き倫理観をもって対象領域にアプローチするために必要な科目を配する。
- ・実習科目を中心として志向・態度を学び、チャレンジ精神、向上心、探究心を涵養する。

<教育内容・方法>

（教育方法）

本学では「担任制度」を設け、学修計画・履修登録のみならず、より良い教育及び学修を円滑に運営するための人間環境を整え「個に対する教育」を行う。

（学修方法）

科目が初歩的なものから専門的なものへと進行する配置の中で、初歩的過程で学んだ科目内容が、どのようにして専門的な科目の基礎をなすか、また専門的科目の内容がどのようにして社会にどのように役立つかを実習科目や総合科目を通じて学ぶ。この実感が、“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”の基礎となる。したがって、科目配列は特に1年次では最初に動機付け及びトピックへのエクスポージャを目的とした科目によって原理や理論を深く学ぶのではなく、何に使われているかを中心に理解する。その後に原理や理論を学ぶ科目を配置している。これは自分が持っている社会に役立ちたいという動機が、学問によって裏付けられることを経験し、実感的動機を科目学修動機に変換させることでもある。それに基づいて、専門的な科目は動機を満たすものとして自発的に学習することが可能となる。これを実現するために、実務経験のある教員から何を学ぶかを知り、また実習、演習、臨地実務実習なども、漫然と課題に向かうのではなく、自発的に学習するものとして位置づけることができるものとなる。

<入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”という教育理念の下、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる基礎的学力や目的意識・意欲等を備えた学生を入学させる。

【知識・技能】

高校卒業程度の「基礎学力」「思考力」「読解力」を有する人

【思考力・判断力・表現力】

社会的課題に強い関心をもつ人

【主体性・協働性】

社会や地域に貢献したいと考える人

グローバルな視点で世界に向けて活躍しようとする人

【意欲】

制作意欲を含み、学修動機が明確な人

4) 大阪国際工科専門職大学の3ポリシー

＜学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）＞

現代の複雑化する社会問題と、後継者不足や人手不足、生産性向上といった中小企業が抱えている課題や、少子高齢化や大自然災害への対応力強化、東京一極集中による存在感の低下といった地方の抱えている課題について、基礎的な教養を身に付け、イノベーションの起点となる問題を設定し、専門技術を持ち科学的理論に依拠した判断を行い、倫理観を持ち創造的に課題解決に取り組むことのできる“Designer in Society（社会とともにあるデザイナー）”を養成・輩出する。

定められた在籍期間、及び、所定の単位を取得し、必修等の条件を満たすこと等を卒業要件とし、卒業を認定し学位を授与する。

1. 地域の課題解決に向けた実践力

- ・情報技術を扱う上での基礎的な知識を有している。
- ・課題を分析し、情報技術を用いて最適な解決策を設計・開発できる。

2. 高付加価値な創造力

- ・固定観念に縛られず、社会の動向や顧客のニーズに合った商品やサービスを設計・開発できる。
- ・地域社会のニーズに合わせて多種多様な企業を情報技術の力で結びつけることができる。

3. グローバルなビジネス展開力

- ・関西・アジアにおけるマーケットを拡大していくために地域ビジネスの仕組みを理解し、戦略を立てることができる。

4. 志向性のある倫理観

- ・自分の利益だけでなく、社会の持続性や発展性を考慮し、行動することができる。
- ・社会の「こうありたい」姿を洞察し、倫理観をもって商品やサービスを設計・開発する姿勢を有している。

＜教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）＞

大阪国際工科専門職大学では、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果を得るために、西日本の中心である大阪を拠点に、「イノベーションの起点」となる“Designer in Society”を育成するための教育課程を編成する。

学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方は以下のように定める。

地域の課題解決に向けた実践力

・課題を分析し、最適な解決策を設計、開発できるための情報技術の基礎的な知識・能力を備えさせる。これらの知識・能力を、学生が基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の履修を通じて備えられるよう、カリキュラムを整備する。

高付加価値な創造力

- ・固定観念に囚われず、社会の動向や顧客のニーズに合った商品やサービスを設計・開発できる能力を備えさせる。
- ・地域社会のニーズに合わせて多種多様な企業を情報技術の力で結びつけようとする姿勢を備えさせる。

上記の能力・姿勢を、学生が主として職業専門科目（実習）、展開科目、総合科目の履修を通じて備えられるよう、カリキュラムを整備する。

グローバルなビジネス展開力

- ・関西・アジアにおけるマーケットを拡大していくために地域ビジネスの仕組みを理解し、戦略を立てることができる知識・能力を職業専門科目（実習）・展開科目、総合科目の履修を通じて備えられるよう、カリキュラムを整備する。

志向性のある倫理観

- ・自分の利益だけでなく、社会の持続性や発展性を考慮し、行動することができる姿勢を身につけさせる。
- ・社会の「こうありたい」姿を洞察し、倫理観をもって商品やサービスを設計・開発する姿勢を身に付けさせる。

上記の姿勢を、学生が主として基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の履修を通じて備えられるよう、カリキュラムを整備する。

<教育課程の区分>

- ・教育課程は①情報技術に関する知識を有し、②問題・課題を発見し、③解決策を設計・開発し、④さらに付加価値を創造していく、一連の過程に必要な知識、能力を得られる教育課程とする。
- ・専門職人材として社会に寄り添った商品・サービスを設計・開発できる実践力とマーケットを拡大していくための知識を持ち、志向性のある倫理観をもつものづくりをプロデュースしていくために必要な科目を配する。
- ・実習科目を中心として地域に密着した教育課程とすることで、地域の強みを理解し自らの強みとする。

<教育内容・方法>

（教育方法）

本学では「担任制度」を設け、学修計画・履修登録のみならず、より良い教育及び学修を円滑に運営するための人間環境を整え「個に対する教育」を行う。

（学修方法）

1. 科目が初歩的なものから専門的なものへと進行する配置の中で、講義・演習科目と実習

科目を交互に配置することにより、初歩的過程で学んだ科目内容が、どのようにして専門的な科目の基礎をなすか、また専門的科目の内容がどのようにして社会にどのように役立つかを学び、その成果を総合科目において集大成として集約する。

この実感が、“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”の基礎となる。

2. 科目配置は特に1年次では最初に動機付け及びトピックへのエクスポージャを目的とした科目によって、専門技術が何に使われているかを中心に理解する。その後に原理や理論を深く学ぶ科目を配置することで、学修の全体像を明確化する。

これは自分が持っている社会に役立ちたいという動機が、学問によって裏付けられることを経験し、実感的動機を科目学修動機に変換させることでもある。それに基づいて、専門的な科目は動機を充たすものとして自発的に学修することが可能となる。

3. 実務経験のある教員から何を学ぶかを知り、また地域に密着した実習、演習、臨地実務実習なども、漫然と課題に向かうのではなく、自発的に学修するものとして位置づける。

<入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”という教育理念の下、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる基礎的学力や目的意識・意欲等を備えた学生を入学させる。

【知識・技能】

高校卒業程度の「基礎学力」「思考力」「読解力」を有する人

【思考力・判断力・表現力】

社会的課題に強い関心をもつ人

【主体性・協働性】

社会や地域に貢献したいと考える人

グローバルな視点で世界に向けて活躍しようとする人

【意欲】

制作意欲を含み、学修動機が明確な人

5) 名古屋国際工科専門職大学の3ポリシー

<学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）>

本学は、卓越した機能による技術的価値と優れた芸術的表現による文化的価値を備え、ビジネス上の成功を目指しつつ社会や環境への配慮を欠かさない人工物を創造し、モノづくりに強みを持つ“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”となるために、定められた在籍期間、及び、所定の単位を取得し、必修等の条件を満たすこと等を卒業要件とし、卒業を認定し学位を授与する。

1. ナレッジの獲得

東海地域のモノづくり産業に知識と理解があり、地域の抱える課題に自らの技術を応用実装していくために必要な「情報技術」と「ビジネス」の基礎的知識を有している。

2. 高度な実践力

モノづくり産業に顕在する課題、あるいは潜在する課題を発見し、ソリューションを提案、

イノベーション創出のための高度な実践力を有している。

3. 共創の精神・チャレンジ精神

既存の価値を理解し、新たな価値を付加するために必要な共創の精神とチャレンジ精神を持ち合わせている。

4. 高い倫理観

社会の一員として、情報技術分野の専門職人材として守るべき規範と倫理観を有している。

<教育課程の編成の方針（カリキュラム・ポリシー）>

名古屋国際工科専門職大学では、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身に付けることができるように、以下のとおり教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定める。

<教育課程>

- ・東海地域のモノづくり産業に対する知識と理解、地域課題に応用可能な情報技術とビジネスの基礎的知識を身に付けさせる教育課程とする。
- ・モノづくり産業に顕在または潜在する課題を発見し、ソリューションを提案し、プロトタイプを作成、社会実装までを視野に入れた高度な実践力を身に付けさせる教育課程とする。
- ・モノづくり産業における既存の価値を理解し、新たな価値を付加するために必要な共創の精神とチャレンジ精神を身に付けさせる教育課程とする。
- ・モノづくり産業のイノベーションによって、地域の持続可能な発展を探究する専門職人材としての高い倫理観を有し、守るべき規範や専門的な技術者としての倫理観を身に付けさせる教育課程とする。

<教育内容・方法>

（教育方法）

本学では「担任制度」を設け、学修計画・履修登録のみならず、より良い教育及び学修を円滑に運営するための人間環境を整え「個に対する教育」を行う。

（学修方法）

1. 科目が初歩的なものから専門的なものへと進行する配置の中で、初歩過程で学んだ内容が、どのように専門科目の基礎をなすか、また、専門科目の内容がどのようにして社会に、どのように役立つかを実習科目や総合科目を通じて学ぶ。
この実感が、“**Designer in Society**（社会とともにあるデザイナー）”の基礎となる。
2. 1年次前期は、学修への動機付けを目的とした科目を配置することによって、学生に「実用」を理解させる。そのうえで、後期より理論を学ぶ科目を配置している。これは、社会に役立ちたいという動機が、学問によって裏付けられることを経験し、実感的動機を論理的動機に変換させることでもある。それに基づいて、専門的な科目は学修動機を満たすものとして自発的に学修することが可能となる。
3. 実務経験のある教員から何を学ぶかを知り、また実習、演習、臨地実務実習なども、漫然と課題に向かうのではなく、自発的に学修するものとして位置付ける。

<入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）>

“Designer in Society (社会とともにあるデザイナー)” という教育理念の下、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる基礎的学力や目的意識・意欲等を備えた学生を入学させる。

【知識・技能】

高校卒業程度の「基礎学力」「思考力」「読解力」を有する人

【思考力・判断力・表現力】

社会的課題に強い関心をもつ人

【主体性・協働性】

社会や地域に貢献したいと考える人

グローバルな視点で世界に向けて活躍しようとする人

【意欲】

制作意欲を含み、学修動機が明確な人

2. (2025 年度重点事業計画の実績)

1) 教育活動の多角化と組織の再編

社会のニーズに応える教育機関として、有用なスキルや知識、能力を身につける機会を幅広く提供するとともに、将来を見据えた教育活動の多角化を行い、経営基盤を強化に繋げた。

- ① 東京国際工科専門職大学、大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学を 2027 年 4 月に 1 つの「国際工科専門職大学」へと統合することを計画（認可申請中）。ICT・デジタルコンテンツ分野での激しい変化に対応しうる教育体制強化を目指す。
- ② 東京通信大学では、令和 5 年度に選定された「大学・高等機能支援事業（支援 1：学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援）」の基金を活用し、学修システムの維持・整備・増強・改良や、社会人受入強化、学習継続率向上、外国語対応を目的としたアプリ開発などを進めている。併せて地方自治体や外部企業、海外大学との協定締結を進め、連携授業等を推進している。
- ③ 国際ファッション専門職大学が、世界最高峰のファッション教育機関であるフランス国立ファッション学院（Institut Français de la Mode）との共同開催による国際シンポジウム「Savoir-faire（実践知）の未来：日仏の対話から生まれる継承と創造」を、2026 年 3 月 14 日東京キャンパス（総合校舎コクーンタワー）にて初開催。国際的な視座と実践的なテーマ設定を通じて、教育・産業・文化をつなぐ新しい価値を提示していく。翌年度はパリ開催。以降毎年交互に開催予定。
- ④ 国際ファッション専門職大学では、ファッション分野の最先端にある海外講師あるいは海外で活躍する日本人を招聘した T.O.L. 講義を行っており、2025 年度は合計 6 名の T.O.L. 講義を実施。
- ⑤ 教育研究経費比率を 1 つの指標として意識しつつ、学生への還元と、財務基盤の更なる強化を進めた。

2) グローバル化への推進

多様性を受け入れグローバルな人材の育成を行うため、海外の企業・大学等との連携を強

化した。また、国際的な教育活動を支えるため、クレアポール・ESMOD（パリ校）に続く世界都市における海外拠点の拡大を推進した。

- ① 専門職大学4校で国際インターンシッププログラムを推進。国際ファッション専門職大学では「海外実習Ⅱ」としてイタリア、アメリカ、フランスなど6か国で11名の学生が1か月超の企業実習を実施。東京国際工科専門職大学、大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学では、30名の海外実習希望者に対し、アメリカやオーストラリアなど計6か国の現地企業で1か月超の臨地実務実習Ⅰ～Ⅲを実施。
- ② 国際ファッション専門職大学では、グローバル化をより推進するため、全学科の必修科目「海外実習Ⅰ」の配当年次を3年次から2年次に変更。2025年度は7か国（フランス、アメリカ、オーストラリア、韓国、ベトナム、マレーシア、インドネシア）に分かれて合計258名が渡航し、人気ブランド展開企業の戦略担当者の講義や本社オフィス訪問、訪問企業でのワークショップ等を実施。
- ③ 東京国際工科専門職大学、大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学では、研修型実習としてアメリカ（シアトル）へ24名、カナダ（バンクーバー）へ25名が渡航。Microsoft 本社やウォルトディズニーアニメーションスタジオなどの現地企業訪問やワークショップ、大学院生等との交流、現地アーティストからの作品講評などを実施。その他、語学型実習としてオーストラリア・マルタへ14名が渡航。
- ④ 海外事務所8拠点を軸に、実習先開拓や海外講師の招聘、現地企業いや大学との提携の実現につながった。また、海外拠点を通じた留学生の受け入れも促進した。
- ⑤ 2025年12月、ニューヨーク・マンハッタンの中心にあるファッションとライフスタイルビジネスの大学・大学院「LIM カレッジ」を法人傘下のグループ校とした。前年に同じく傘下入りした世界初のファッションスクール「ESMOD（エスモード）」やグループ校クレアポールとともにグローバルに活躍できる人材育成をするため、ニューヨーク、フランスおよび日本の教育が高次元で融合したより質の高い国際的な教育環境を整えた。

3) 教育活動の質向上

学校が自らの教育目的を達成したかをマネジメントし、さらに第三者視点での評価も活用し、教育の質の向上に取り組んだ。「何を学び、身につけることができたのか」の視点を意識し、教育課程を編成するとともに、学修者の目的の明確化と、それに向けた動機付けを教育の根底に、個人の可能性を最大限に伸長する教育を引き続き追求していく。

- ① 実践的教育設備を計画通りに導入するなど各種対策を実施し、教育力および学校満足度の向上につなげた。学校満足度ははかるアンケートにおいて、学校の現在のポジションを確認しており、専門職大学4大学すべてが前年比で向上した。
- ② 国際ファッション専門職大学では、公益財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審。同機構が定める評価基準に適合しているとの評価を受けた。
- ③ 大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学では、公益財団法人一般社団法人専門職高等教育室保証機構による分野別認証評価を受審。それぞれ同機構が定める評価基準に適合しているとの評価を受けた。

4) リブランディング

東京国際工科専門職大学、大阪国際工科専門職大学、名古屋国際工科専門職大学の統合に伴い、新大学「国際工科専門職大学」として、「グローバル！ Be a Global Professional」

をテーマに大学案内書やHP等をリニューアル。今までにない先進的な取り組みや学生ひとり1人の未来につながる学びの魅力を前面に押し出した。

5) 法人ガバナンスの強化

内部統制システム整備の基本方針、およびそれに則って定めた経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）を適切に運用し、ガバナンスの強化を進めた。

6) 新入生の確保対策

少子化社会において、留学生の受入れや、通信制教育による学びやすい学習環境の提供、そしてリカレント教育といった社会環境の変化を意識したうえで、新たな広告媒体を開拓し、効果的な広報資源の活用を進めた。ふさわしい教育環境を確保するため、2026年度入学生から大阪国際工科専門職大学について定員変更を行い、入学定員を情報工学科100名（20名減）、デジタルエンタテインメント学科60名（20名増）、大学全体で160名（増減なし）とした。2026年度4月における総学生数は、収容定員増を行った東京通信大学は定員増加分に応じて学生数が増加。東京国際工科専門職大学と国際ファッション専門職大学は微増となったが、大阪国際工科専門職大学と名古屋国際工科専門職大学の学生数は前年比から微減した。今後においても適切な新入生数の受入れに努めるべく、必要に応じて定員変更を行うなど、継続努力していく。

7) 人事施策の継続

新たな学校開学に伴い組織の拡充がされるなか、安定した学校運営・法人運営を行うべく、各種人事施策を行った。組織対応力強化を見据えた多様な人材確保をはかるとともに、内部人材の年齢構成も意識し、中長期的に必要な人材確保を進めていく。

教育機関を取り巻く社会情勢を踏まえ、教職員の自律性を尊重しつつ、教育の質の向上を実現するため、FD、SD活動を積極的に推進した。東京通信大学での聴講制度を継続するなど、個人のニーズに応じた研修環境を提供し、教職員の業務遂行能力の涵養を図る。

政府の進める働き方改革を踏まえ、全業務について遂行内容を見直すとともに、ITツール導入による業務効率化の推進、組織横断的なリスクリングの取組により、ムダ、ムリ、ムラの排除に努めると共に、管理監督者への意識改革、労務管理を強化した。また基幹システムの改修を継続し、セキュリティ強化と業務の効率化を推進した。

通常昇給とは別に、学校創りと学校・法人ブランド向上に対する功労として全教職員の給与のベースアップを前年に引き続き行った。

【3】財務の概要

(1)決算の概要

①貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

資産の部合計、負債及び純資産の部合計は3,811億85百万円となり、前年度比150億68百万円の増となった。減価償却累計額、退職給与引当金相当額の引当特定資産を保有、未払金以外の外部負債もなく運用資産余裕比率も高いため、健全な財務状況といえる。引き続き3号基本金を設定し、運用益で奨学金を給付する。

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
固定資産	308,501	339,172	337,222
流動資産	42,509	26,945	43,963
資産の部合計	351,009	366,117	381,185
固定負債	1,960	2,006	2,005
流動負債	30,685	30,774	30,762
負債の部合計	32,645	32,781	32,767
基本金	142,064	142,471	143,265
繰越収支差額	176,300	190,865	205,153
純資産の部合計	318,364	333,336	348,418
負債及び純資産の部合計	351,009	366,117	381,185

イ) 財務比率の経年比較

比率名	算式	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	1216.8%	1198.3%	1230.6%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	138.5%	87.6%	142.9%
総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	9.3%	9.0%	8.6%
前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	81.6%	83.7%	130.9%
基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	99.9%	99.5%	99.8%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	578.4%	570.7%	577.8%

②事業活動収支計算書関係

ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

(収入の部)

当年度の教育活動収入は317億66百万円となり、前年度比2億64百万円の増となった。収入増の主なものは、経常費等補助金（授業料減免補助金）7億85百万円増である。

(支出の部)

当年度の教育活動支出は203億38百万円となり、前年度比4億45百万円増となった。主な増減は、奨学費（授業料減免補助金の学生への還付）7億85百万円増、広報費1億7百万円増、消耗品費2億41百万円減、修繕費1億15百万円減。消耗品費と修繕費の減少は2024年度に照明のLED化を実施したことによるが、物価上昇の影響により全般的に支出増となった。

(基本金繰入前当年度収支差額)

当年度の基本金繰入前当年度収支差額は150億82百万円となり、前年度比1億9百万円増となった。

(財務比率)

事業活動収支差額比率（基本金繰入前当年度収支差額÷事業活動収入）は42.6%と、前年度比0.3%減となった。

教育研究経費比率（教育研究経費／経常収入）は前年度20.8%に対し今年度は20.9%となった。

人件費比率（人件費／経常収入）は23.3%と前年度比0.3%減となった。ベースアップや昇給、社会保険料の上昇で人件費は増加したが、経常収入も増加したため、人件費比率は微減となった。

(単位：百万円)

科目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動収支	事業活動収入の部			
	学生生徒等納付金	30,039	29,886	29,322
	手数料	194	187	191
	寄付金	3	4	6
	経常費等補助金	1,219	1,233	2,038
	付随事業収入	43	47	51
	雑収入	105	144	158
	教育活動収入計	31,603	31,502	31,766
	事業活動支出の部			
	人件費	8,277	8,149	8,218
	教育研究経費	6,832	7,191	7,379
	管理経費	3,986	4,553	4,741
	徴収不能額等	0	0	0
	教育活動支出計	19,095	19,893	20,338
教育活動収支差額		12,508	11,608	11,428
教育活動外収支	事業活動収入の部			
	受取利息・配当金	2,107	2,641	3,205
	その他の教育活動外収入	393	377	308
	教育活動外収入計	2,501	3,018	3,513
	事業活動支出の部			
	借入金等利息	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0
	教育活動外支出計	0	0	0
	教育活動外収支差額	2,501	3,018	3,513
経常収支差額		15,009	14,627	14,942
特別収支	事業活動収入の部			
	資産売却差額	0	37	0
	その他の特別収入	48	337	151
	特別収入計	48	374	151
	事業活動支出の部			
	資産処分差額	13	28	11
	その他の特別支出	0	0	0
	特別支出計	13	28	11
	特別収支差額	35	346	140
基本金組入前当年度収支差額		15,043	14,972	15,082
基本金組入額合計		△ 699	△ 407	△ 794
当年度収支差額		14,344	14,565	14,288
前年度繰越収支差額		161,956	176,300	190,865
基本金取崩額		0	0	0
翌年度繰越収支差額		176,300	190,865	205,153
事業活動収入計		34,151	34,894	35,431
事業活動支出計		19,108	19,921	20,349

各科目の金額は百万円未満を四捨五入しているため、合計の数値が計算上一致しない場合がある。

イ) 財務比率の経年比較

比率名	算式	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	24.3%	23.6%	23.3%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	20.0%	20.8%	20.9%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	11.7%	13.2%	13.4%
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	44.0%	42.9%	42.6%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	88.1%	86.6%	83.1%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	44.0%	42.4%	42.4%

③資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の経年比較

(単位：百万円)

収入の部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒等納付金収入	30,039	29,886	29,322
手数料収入	194	187	191
寄付金収入	1	2	1
補助金収入	1,250	1,564	2,166
資産売却収入	8,000	6,032	3,000
付随事業・収益事業収入	436	425	360
受取利息・配当金収入	2,230	2,780	3,362
雑収入	105	144	151
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	29,305	28,671	29,148
その他の収入	66,982	47,305	114,918
資金収入調整勘定	△ 29,753	△ 30,032	△ 29,279
前年度繰越支払資金	20,898	23,921	23,991
収入の部合計	129,687	110,885	177,331

支出の部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費支出	8,247	8,103	8,220
教育研究経費支出	4,967	5,311	5,636
管理経費支出	3,920	4,486	4,663
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	127	170	104
設備関係支出	308	953	566
資産運用支出	86,915	59,421	110,525
その他の支出	2,270	10,308	10,763
資金支出調整勘定	△ 988	△ 1,859	△ 1,315
翌年度繰越支払資金	23,921	23,991	38,168
支出の部合計	129,687	110,885	177,331

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

教育活動による資金収支差額が135億51百万円、設備整備等活動による資金収支差額が△22億5百万円、その他の活動による資金収支差額が28億31百万円となり、差引141億77百万円の支払資金増となった。

(単位：百万円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動による資金収支			
教育活動資金収入計	31,601	31,499	31,737
教育活動資金支出計	17,134	17,900	18,520
差引	14,467	13,599	13,217
調整勘定等	△ 410	△ 482	334
教育活動資金収支差額	14,057	13,117	13,551
施設整備等活動による資金収支			
施設整備等活動資金収入計	13,031	331	128
施設整備等活動資金支出計	16,435	2,123	2,140
差引	△ 3,404	△ 1,792	△ 2,012
調整勘定等	△ 501	284	△ 193
施設整備等活動資金収支差額	△ 3,906	△ 1,509	△ 2,205
小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）	10,151	11,608	11,346
その他の活動による資金収支			
その他の活動資金収入計	64,359	56,234	120,878
その他の活動資金支出計	71,488	67,666	118,078
差引	△ 7,129	△ 11,432	2,800
調整勘定等	1	△ 106	31
その他の活動資金収支差額	△ 7,128	△ 11,538	2,831
支払資金の増減額（小計＋その他の活動資金収支差額）	3,023	70	14,177
前年度繰越支払資金	20,898	23,921	23,991
翌年度繰越支払資金	23,921	23,991	38,168

ウ) 財務比率の経年比較

比率名	算式	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動資金収支差額 比 率	教育活動資金収支差額 教育活動資金収入計	44.5%	41.6%	42.7%

(2)その他

①資産運用の状況

資産運用は、事業計画に合わせて効果的に留保資金を運用することを目的としている。
目標設定はせず、安全性を最優先とし、資金運用規程に基づき実施している。

第3号基本金を有価証券で設定し運用益を奨学金支給に充当しているほか、減価償却引当特定資産、退職給与引当特定資産も有価証券で相当額を設定し、将来の支出に備えている。

本年度は、運用元本の増加と金利上昇の影響で、受取利息・配当金を32億5百万円（資金収支計算書では33億62百万円）計上した。

②学校債の状況

学校債はありません

③寄付金の状況

寄付金の種類	金額
特別寄付金	1 百万円
現物寄付	13 百万円

④補助金の状況

科目	補助金の種類	金額
国庫補助金	私立大学等研究設備整備費等補助金	14 百万円
	令和7事業年度授業料等減免費交付金	466 百万円
	大学・高専成長分野転換支援基金助成金	104 百万円
	その他	1 百万円
地方公共団体補助金	令和7年度私立専修学校授業料等減免費用負担金	468 百万円
	令和7年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金	530 百万円
	令和7年度愛知県私立専修学校専門課程授業料等軽減補助金	481 百万円
	愛知県私立学校経常費補助金	72 百万円
	私立専修学校職業実践専門課程推進補助金	17 百万円
	その他	6 百万円
都私学財団補助金	私立専修学校教育環境整備費助成金	7 百万円

⑤収益事業の状況

認可収益事業部門は、出版業と不動産賃貸業が該当する。

貸借対照表

令和8年3月31日

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	32	流動負債	158
固定資産	5,015	固定負債	0
		負債 合計	158
		純資産の部	
		科 目	金 額
		純資産	4,889
		元入金	10,194
		利益剰余金	△ 5,305
		繰越利益剰余金	△ 5,305
		純資産 合計	4,889
資産 合計	5,047	負債・純資産 合計	5,047

損 益 計 算 書

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	747
売上原価	0
売上総利益	747
販売費及び一般管理費	560
営業利益	187
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	187
特別損失	0
税引前当期純利益	187
法人税、住民税及び事業税	101
寄附金	308
当期純損失	△ 222

(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

①経営状況の分析

少子化が進行するなか、教育内容の充実や定員充足の確保に向けた募集施策の強化により、一定の学生数を維持している。物価上昇等により経費は増加傾向にあり、引き続き収支バランスに留意した運営が求められる。

②経営上の成果と課題

教育環境の整備や業務効率化の推進等により、一定の成果を上げることができた。一方で、学生確保の強化や経費の適正化などの課題が引き続き認識され、教育の質の維持と財務の健全性の両立を継続した課題としていく。

③今後の方針・対応方策

志願者動向を踏まえた戦略的な学生募集の強化により、安定的な定員充足を図るとともに、業務効率化等を通じてコストの適正化を推進する。私学法改正を踏まえた内部統制及びガバナンスを意識し、持続的な法人運営の確立を目指す。

(4)財産目録

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	年 度 末
1. 資 産 額	
(1) 基 本 財 産	計 100,358
① 土 地	68,167
② 建 物	23,129
③ 構 築 物	124
④ 教 具 ・ 工 具 ・ 備 品 (教 育 機 器 他)	1,746
⑤ 図 書	542
⑥ 借 地 権	4,982
⑦ ソ フ ト ウ ェ ア	1,667
(2) 運 用 財 産	計 270,633
① 現 金 預 金	38,168
② 特 定 資 産	43,190
③ 有 価 証 券	170,121
④ 貯 蔵 品	108
⑤ 未 収 入 金	608
⑥ そ の 他	18,438
(3) 収 益 事 業 会 計 資 産	計 5,047
① 現 金 預 金	4
② 建 物	4,129
③ 構 築 物	887
④ そ の 他	28
合 計	376,038
2. 負 債 額	
(1) 固 定 負 債	計 2,005
① 退 職 給 与 引 当 金	1,821
② 預 り 保 証 金	183
(2) 流 動 負 債	計 30,762
① 未 払 金	1,194
② 前 受 金	29,148
③ 預 り 金	421
(3) 収 益 事 業 会 計 負 債	計 158
① 未 払 法 人 税 等	101
② 前 受 金 他	57
合 計	32,925

【4】学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

1.（関係する決議の概要）

内部統制システムの整備に関し、法令及び寄附行為に基づき、その基本方針及び関連規程を理事会において決議している。また、必要に応じて内容の見直しを行うこととしている。

2.（体制整備及び運用状況の概要）

1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会議事録、決裁書類その他重要な情報については、関係規程に基づき適切に作成・保存及び管理を行っている。

2) 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

損失の危険の管理については、リスク管理規程を整備し、リスクの把握、分析及び対応を行っている。重要な事項、係争案件については、理事会等に報告し、適切な措置を講じる体制としている。

3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事の職務執行の効率性を確保するため、組織及び業務分掌規程を整備し、職務権限及び決裁手続を明確化するとともに、理事会の定期的開催に加え、必要に応じて機動的な審議を行い、適切な意思決定を行う体制を整備し、運用している。

4) 教職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

教職員の法令遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を整備している。また、内部通報体制を整備し、不適切行為の未然防止及び早期対応を図っている。

5) 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

監事が実効的な監査を行うことができるよう、必要な資料の提供及び情報共有を行うほか、理事会等への出席機会を確保している。また、会計監査人及び内部関係部門との連携体制を整備している。

監査報告書

私たち監事は、私立学校法第 52 条第 1 号及び寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人日本教育財団の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査しました。その方法及び結果について、寄附行為第 29 条第 1 項第 2 号に基づき、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- (2) 私立学校法第 36 条第 3 項第 5 号の体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ①事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

- ①会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ②会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。

令和 8 年 6 月 17 日

学校法人日本教育財団

監事

野田 達生 

監事

牛丸 正詞 

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

学校法人日本教育財団
理事会 御中

井上 学公認会計士事務所
岐阜県大垣市
公認会計士

井上 学 

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人日本教育財団の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま

でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人日本教育財団の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

学校法人日本教育財団

監事 寺田延生 殿

監事 牛丸正詞 殿

井上 学公認会計士事務所

岐阜県大垣市

公認会計士

井上

学



<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

私は、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人日本教育財団の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の計算関係書類(計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。)について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候

があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類

に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人日本教育財団の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上